

児童手当制度改正(令和6年10月より)について

1. 所得制限がなくなります

現行の児童手当では、所得額に応じて支給額が減額される、もしくは受給できなくなるという制限がありました。この所得制限がなくなります。

2. 高校生年代にも支給されます

現行の児童手当では、中学生(15歳になった後の最初の3月末)までが支給対象でした。今後は**高校生世代(18歳になった後の最初の3月末)**まで支給されます。

3. 第3子以降の支給額が増えます

現行の児童手当でも第3子以降の場合、3歳以上から小学校修了までは月15,000円に支給額が上がる特例(以下、多子加算といいます。)がありました。制度改正後は、0歳から高校生年代まで、**第3子以降は全て月30,000円**に増額されます。

4. 多子加算の対象年齢が延長されます

現行の児童手当では、高校生年代以下から数えて3番目以降の子の児童手当に多子加算が適用されてきました。制度改正後は、多子加算の算定対象が**大学生年代以下(22歳になった後の最初の3月末)**の児童まで拡大されます。

5. 支給が年3回から年6回に変わります

毎年10、2、6月の年3回の支給でしたが、今後は**10、12、2、4、6、8月の年6回**の支給になります。支給日は、支給月の10日(10日が休日・祝日の場合は前開庁日)で、制度改正後の初回の支払いは**令和6年12月10日(火曜日)**を予定しています。

※次回の児童手当の定期支給日は令和6年10月10日(木曜日)となっております。

〈新旧対照表〉

	改正前(令和6年9月分まで)	改正後(令和6年10月分以降)
支給対象	15歳到達後の最初の年度末までの児童	18歳到達後の最初の年度末までの児童
所得制限	所得制限限度額、所得上限限度額が設定	所得制限なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満:15,000円 ・3歳以上 小学校修了前:10,000円 ※第3子以降は15,000円 ・中学生一律:10,000円 ・所得制限限度額以上 5,000円(特例給付) 	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 第1子、第2子:15,000円 ・3歳~ 18歳到達後の最初の年度末まで 第1子、第2子:10,000円 ※第3子以降一律:30,000円
第3子の算定	18歳到達後の最初の年度末までの児童を含める	22歳到達後の最初の年度末までの児童 を含める*
支払期月	3回(2月、6月、10月) (各前月までの4カ月分を支払)	6回(偶数月) (各前月までの2カ月分を支払)

※例) 20歳、15歳、10歳の3人のお子様を養育している方の場合

→ 20歳のお子様を第1子、15歳のお子様を第2子と数え、10歳のお子様は第3子以降の手当額が適用されます。